

〔論 説〕

経済安全保障法制と人権デューデリジェンスにかかる  
グローバル・サプライチェーンのリスクマネジメント  
—国際取引法・国際私法の視点からの考察を主に—

藤 川 信 夫

はじめに

米中の経済対立等から経済安全保障の視点に立った法制度が双方において整備されつつある中で、我が国も経済安全保障推進法案が策定、成立した。またウクライナ紛争を受けて、欧米各国を中心に経済制裁、国際決済（SWIFT, Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）の遮断などの措置も発せられ、合弁事業の撤退局面では、日ロ投資協定に基づく仲裁の検討等も俎状に上ってくる。

経済安全保障に関連して、サプライチェーンにおける人権デューデリジェンス（DD）の実践が問われている。国家のみならず、企業の側でいかに人権保護を図っていくか、という新たな問題で、公法と私法の交錯領域でもある。ビジネスと人権保護に関しては、ウイグル強制労働防止法など輸入規制等に依拠する米国に比して、EUではEU指令案を策定し、各国はサプライチェーン企業に対して人権DD実施・開示を義務付けるハードローによる法的保護を図らんとしつつある。本稿では、グローバルに展開するサプライチェーンを念頭に、EU指令案などの最新の状況を踏まえ、人権デューデリジェンスにかかるリスクマネジメント、更に今後の法規範形成、国際私法・抵触法、ガバナンスの問題等に焦点を当て、多面的に考察を試みるものである。

第1章 経済安全保障と日米輸出管理の最新の動向、グローバル・リスクマネジメント

I. 経済安全保障法制の概要と実務対応

1. 米中対立と経済安全保障政策、我が国の経済安全保障推進法

国民および国家の安全を経済面から確保する経済安全保障政策が注視される背景には、最近の米国・中国間の経済安全保障（Economic security）政策を巡る法規制の相克などが存在する<sup>(1)</sup>。

グローバル企業においては、川上・川下ともにサプライチェーン（供給調達網）にかかるサードパーティーリスクも生じ、訴訟リスクなど経済制裁デューデリジェンス（Due Diligence, DD）の理解と対応が求められる<sup>(2)</sup>。

(1) 藤川信夫『現代国際取引法—その理論と新たな展開に向けて—』「第18章 経済安全保障、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインなどと国際コンプライアンス」文眞堂（2021年11月）全453頁、406-437頁。

我が国でも、2022年5月11日「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(経済安全保障推進法)が国会で可決・成立した。①特定重要物資の安定的な供給の確保、②特定社会基盤役務の安定的な提供の確保、③特定重要技術の開発支援、④特許出願の非公開、の4制度を創設し、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている(経済安全保障推進法1条)。2024年に各制度が開始される<sup>(3)</sup>。日本国内の外国企業(日本国内拠点を含む)を直接的には制約、あるいは特定企業を排除するものではないが、運用次第では国内における外国企業の経済活動に影響が生じる可能性がある。

## 2. グローバル・バリューチェーンの人権侵害関連の米国規制の最新動向と実務の対応 —経済安全保障法制と人権デューディリジェンスの結合—

### (1) 人権侵害関連の米国規制の概要

近時のグローバル・サプライチェーンの人権侵害関連の米国規制について、その枠組みを見ていきたい<sup>(4)</sup>。米国規制は当事者間のエンゲージメントによる問題の改善を促すものではなく、取引制限を柱としている。

通商関連規制として、輸入規制、輸出規制、一般特惠関税制度等がある。人権デューディリジェンスについては、強制労働に関して相応の注意を払う輸入者の義務(関税法307条および連邦規則19編§12.42~12.44)、紛争鉱物のサプライチェーン・デューディリジェンスに関する開示規制(ドッド・フランク法1502条)、カリフォルニア州サプライチェーン透明法(州レベルの人権デューディリジェンス規制)等が存在する。EUと異なり、連邦レベルでは事業者に対して一般的に人権デューディリジェンスを義務付ける法律は存在しない。

輸入規制では、米国関税法307条は外国で強制労働により生産等された製品の輸入を禁止する。米国関税法307条に基づき、Customs and Border Protection(CBP)が、強制労働関連産品であることが合理的に示されている輸入品について、貨物引渡保留命令(WRO)を発出する。目的は、安価な輸入品による米国企業の利益の侵害、消費者の反倫理的購入の防止であり、2016年の貿易円滑化・貿易執行法の成立以降、執行が強化されつつある。

2021年12月ウイグル強制労働防止法(UFLPA)が成立し、新疆ウイグル自治区産品の米国への輸入を原則として禁止し、2022年6月UFLPAに関するガイダンスである強制労働タスクフォースの執行戦略が公表された。例外として、米国への輸入等が認められるためには、輸入者が、(i)米国強制労働タスクフォース等が策定するガイダンスを完全

- 
- (2) 中川裕茂「米中情勢を踏まえた中国企業との取引～日本企業の経済安全保障的法務～」アンダーソン・毛利・友常法律事務所、JCAA(日本商事仲裁協会)主催国際取引セミナー講演資料(2021年7月20日)1-56頁参照。金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」(改訂版)(2021年6月11日改訂)1-6頁。木内登英「罰則強化の方向で議論が進む経済安全保障推進法案」NRI(野村総合研究所)(2022年2月8日)。
- (3) 内閣官房経済安全保障法制準備室「経済安全保障法制に関する提言」第4回経済安全保障法制に関する有識者会議(2022年2月1日)資料1-58頁。張翠萍・星野大輔・陳致遠「経済安全保障推進法の内容と外国企業への影響」西村あさひ法律事務所中国・企業法務ニューズレター(2022年5月20日号)1-4頁参照。
- (4) 日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部ニューヨーク事務所「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」(2022年6月)1-86頁参照、3-34頁。

に遵守し、(ii) 対象産品が強制労働により製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること、対象産品が強制労働により製造されていないことが明白で説得的な証拠により示されていること、が必要とされる。事実上、かかる証明は不可能に近いとされる（悪魔の証明）。強制労働タスクフォースの執行戦略において指定された者からの輸入も原則として禁止される。

輸出規制については、デュアルユース品目にかかる米国輸出管理規則（EAR）において、輸出品が人権侵害に用いられる恐れがある場合、特定国、企業等に対する製品の輸出を制限する。香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマー等における人権侵害に対処する政策手段となり、2019年以降ウイグル族等に対する人権侵害に関与した政府機関、中国企業等がエンティティリストに追加された。EAR（輸出管理規則）に基づく規制は、第三国への再輸出にも適用され得る。

その他、マネーロンダリング規制に関して、一定の人権侵害を構成する違法行為により得られた収益に関連する取引を刑事罪とする規制が存在し、米国人の行為か、外国人の行為であっても規制対象取引の一部が米国内で行われる場合、適用される（合衆国法典 18 編 § 1956 (a) (1)・(a) (2)・(f)）。米国政府は、違法行為が米国外で行われた場合も適用可能（域外適用）との立場を取っている<sup>(5)</sup>。

### 3. 経済安全保障法制と人権デューデリジェンスの結合

#### (1) 経済安全保障法制の日米比較、人権尊重と経済安全保障の交錯

経済安全保障法制は、伝統的懸念事項として大量破壊兵器・通常兵器の不拡散、テロ抑止が挙げられるが、近時は、①重要技術の優位性確保、②重要インフラ保護、③情報通信・機微情報保護、④人権尊重等の国家体制・国際秩序の保護、⑤重要物資確保、自由で開かれた国際経済秩序の形成、が対応事項となっている<sup>(6)</sup>。経済安全保障法制と人権デューデリジェンスとの結合ともいえようか。

日米の経済安全保障法制を比較すると、①例えば重要技術の優位性確保をみると、(i) 米国の輸出規制は、再輸出・直接製品規制、規制対象となる重要技術追加指定、禁輸リスト（Entity List/Military End Users 等）の多用、軍事等特定の用途向けの輸出禁止、米国人による中国の特定の半導体生産活動の支援禁止など、多様できめ細かい。米国輸出後の海外への再輸出も、米国の技術を基礎とする場合は規制する。日本ではみなし輸出管理の明確化に留まる。(ii) 米国は対内投資規制として、重要技術に関する事業に対する非公開情報にアクセス可能または意思決定関与が可能な投資行為を規制対象に追加する。中国を念頭に株主としての地位を利用し、支配権と影響力を行使して情報を探ることを規制している。(iii) 米国は対外直接投資で、中国企業の公開有価証券への米国人投資禁止

(5) Peter D. Hardy, "Indictments Spotlight Broad Extraterritorial Reach of U.S. Money Laundering Statutes" (6 March 2017) <https://www.moneylaunderingnews.com/2017/03/the-extraterritorial-reach-of-the-money-laundering-statutes/>

(6) 中島和穂「経済安全保障法制の潮流（日米を中心に）」N&A リーガルフォーラムオンライン経済安全保障セミナーシリーズ解説資料（2022年11月21日）1-17頁参照、11-13頁。また国際決済手段の遮断につき、中島真志「ロシアに対する SWIFT 切断の制裁について」証券経済学会関東部会報告資料（2022年3月19日）1-39頁。

(CMIC List), 半導体に関する財政支援を受ける企業に対する中国での半導体生産能力拡大を伴う取引の事前審査 (CHIPS 法) など相手国を特定して規制するが, 日本では対内投資規制として, 上場企業への投資に関する閾値比率引き下げ, 役員選任等の投資実行後の行為の追加, 事前届出業種を拡大 (半導体関連業種) に留まり, 対外直接投資に該当する規制は特に見当たらない。(iv) 関税賦課は, 米国では市場アクセスを困難にするが, 日本には存在しない。(v) セキュリティ・クリアランスも, 米国は広く規制するが, 日本にはなく, 特定機密保護法は防衛・外交・スパイ防止・テロ防止に関する政府情報のみが規制されている。(vi) 支援の面では, 米国は国防授權法 2021 に基づく半導体産業向け補助金, CHIPS and Science Act 2022 に基づく半導体分野支援があり, 日本も経済安保推進法 (重要技術の開発支援), 重要技術育成プログラム, 5 G 促進法がある。(viii) 日米連携では, 日米経済版「2 + 2」における重要技術の輸出管理に関する共同取組, 日米商務・産業パートナーシップ (JUCIP) による輸出管理協力に関する協力計画の共同策定, がある。

②次に, 人権尊重と経済安全保障について, 人権侵害に使われないように輸出規制等が関わるが, (i) 米国は輸出規制では, 輸出許可が必要となる品目追加, 輸出許可の例外の許容度に応じたカントリーグループの格下げ, 人権侵害への関与等を理由とする特定企業に対する禁輸措置 (Entity List 等), 輸出許可の審査項目として人権侵害を考慮するなど, 人権尊重の姿勢を打ち出している。(ii) 輸入規制では, 関税法に基づく強制労働産品の輸入禁止, ウイグル強制労働防止法に基づくウイグル産品および特定の中国企業の製品の輸入禁止を図っている。(iii) 制裁の面では, 人権侵害に関与する企業, 政府関係者に対して資産凍結, 取引禁止等を実施する。(iv) 対外投資規制では, 監視技術分野の中国企業の公開有価証券に対する米国人の投資禁止 (CMIC list) を行っている。日本では, これらの輸出規制, 輸入規制, 制裁とも行われていない。人権尊重のためのガイドラインを制定し, 経済安保推進法に基づく重要物資の安定的供給確保の運用においてサプライチェーンにおける人権の尊重の勧奨等を行うに止まる。(v) ①と同様の枠組みのほか, G7 でグローバル・サプライチェーン上の強制労働への共同の取り組みの加速, ビジネスと人権に関する国際基準の遵守の強化等の表明, を行っている。

③更に, 重要物資確保については, 民間企業が生産するものであり, 輸出規制等ではなく, 支援, 対内直接投資, 関税賦課の手法に依る。支援の面で米国では, 半導体産業向け補助金 (国防授權法 2021), サプライチェーン強靱化に関する大統領令に基づく財政支援等 (半導体, 大容量電池, 重要鉱物など), CHIPS and Science Act 2022 に基づく半導体分野支援, EV 購入に対する税額控除の要件として自国組立や重要鉱物の調達先限定 (インフレ抑制法) がある。また自国のみでは生産できない産品も多いため, インド太平洋経済枠組み (IPEF) におけるサプライチェーン強化により確保に向けて連携を強化しつつある。

## (2) 米国・日本の経済安全保障法制の特徴, 経営判断の影響とグローバル・リスクマネジメント

米国の経済安全保障法制については, 独自の戦略的観点から規制発動を行い, 対中規制を他国に先駆けて実行して同盟国にも働きかけている。軍事技術も民間技術との境目が不透明になりつつある中で, 特定企業を名指しする規制もある。WTO (世界貿易機関) 協

定（最恵国待遇、内国民待遇）との不整合さも課題となる。

適用範囲、執行裁量とも広く、再輸出規制・直接製品規制、サプライチェーン規制（通信機器の政府調達規制、強制労働品の輸入規制）、軍事のみならず民間由来の機微技術の規制、米ドル決済を理由とする一次制裁発動、二次制裁（米国人や米国企業が関与しない場合も制裁発動をかける）などがあり、本邦企業において留意が必要となる。

他方、日本の経済安全保障法制の特徴は、内外無差別の原則、WTO協定の整合性を含めた条約等、国際協調の視点が基礎にある。特定国・企業をターゲットとする規制は限定的であり、対ロシア制裁も主要国の連携に基づき実施するにとどまり、意識しつつも中国を明示した規制はない。規制強化による企業の経済活動への影響も考慮し、規制の執行にも謙抑的といえる。

本邦企業としては、①関係国の経済安全保障政策あるいは法制の最新動向に注意を配り、法令違反（規制対象国からの対抗措置を含む）、その処分の内容（罰金、市場退出）と違反の執行リスク（執行方針、執行事例）、政府の支援策の活用と負担・制限など、②経済安全保障リスクとして、サプライチェーン・インベストメントチェーンのリスクあるいは経済的利害の分析など、経営トップ主導による的確な経営判断、更にはグローバル・リスクマネジメント（ERM：全社・戦略的リスクマネジメント）が求められよう。

## 第2章 サプライチェーンにおける人権尊重ガイドライン

### 1. 「ビジネスと人権」に関する行動計画

日本政府は、2020年10月16日『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」を策定した<sup>(7)</sup>。国連指導原則、OECD（経済協力開発機構）多国籍企業行動指針、ILO（国際労働機関）多国籍企業宣言等を踏まえて作成され、SDGs実現に向けた取組と位置付けられる。目指すものは、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進、「ビジネスと人権」関連政策にかかる一貫性の確保、日本企業の国際的な競争力および持続可能性の確保・向上である。

### 2. 責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（経済産業省）

政府・経済産業省は、行動計画を受けて企業による人権尊重の取組を促進すべく、2022年9月13日「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を策定、公表した<sup>(8)</sup>。我が国で事業を行う全企業（中小企業を含む）を対象に、自社・グループ会社、サプライヤー等における人権尊重の取組に最大限務めるべき、とされている。国際スタンダードの発展等に応じ、逐次ガイドラインも見直すものとする。

(1) 人権方針の策定について、企業は、人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメントを、経営陣による承認等の所定の要件を満たす人権方針を通じて、企業の内外に

(7) 『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議（2020年10月）1-36頁。

(8) 経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（2022年9月13日）1-67頁。

向けて表明する。所定の5要件として、以下を掲げる。①企業のトップを含む経営陣で承認されていること、②企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること、③従業員、取引先、および企業の事業、製品またはサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること、④一般に公開されており、全ての従業員、取引先および他の関係者にむけて社内外にわたり、周知されていること、⑤企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に、人権方針が反映されていること。

(2) 人権デューディリジェンスの実施について、企業は自社が関与し、または関与し得る人権への負の影響を特定し、評価した上で、負の影響を防止・軽減する。企業が、自社が人権への負の影響の特定・評価や防止・軽減等に効果的に対応してきたかを評価し、その結果に基づいて継続的な改善を進める。企業は、自社が有する人権への重大な負の影響またはリスクおよびそれに対する対処方法等を開示する。

(3) 自社が人権への負の影響を引き起こしまたは助長している場合における救済：企業は、自社が人権への負の影響を引き起こし、または助長していることを認識した場合、救済を実施し、または救済の実施に協力する。具体例として、謝罪、原状回復、金銭的または非金銭的な補償の他、再発防止プロセスの構築・表明、サプライヤー等に対する再発防止の要請等が挙げられる。

M & Aの一般的デューディリジェンスと異なり、①継続的・サイクルで行う必要がある。結果を担保するものではない。②見るべきは経営リスクではなく、人権保護である。③ステークホルダーとの対話・協議が重要。④サプライチェーンなどの関係先も対象になる。⑤CSR部門以外の横断的社内連携も重視される。⑥表明保証条項違反を解除条項で受ける従前の契約の建付けでは、解除によって逆に人権侵害が助長されかねず、誓約・コベナンツ条項の設定が重要になる<sup>(9)</sup>。⑦実効性評価を内部監査の対象にすること、等が望まれる<sup>(10)</sup>。

### 3. ビジネスと人権保護にかかる司法的救済

#### (1) 人権デューディリジェンスとリスクマネジメント

EU指令案とEU各国のサプライチェーン上のデューディリジェンス法規制について、国際私法・抵触法(国際裁判籍、準拠法)、ならびに多面的アプローチ(最善の利益を図る取締役の義務など)に焦点を絞って、検討を進めていきたい。

---

(9) 藤川信夫「コロナ禍とサステナビリティにかかる国際契約の課題と展望—グローバル・リスク管理と実務対応—」千葉商大論叢第59巻第3号(2022年3月)247-270頁。河野雄介「ビジネスにおけるSDGsサプライチェーンの契約上のガバナンス」国際商取引学会発表資料(2022年11月13日)1-36頁、「人権デュー・ディリジェンスのためのガイドランス(手引)」日本弁護士連合会(2015年1月)1-114頁。

(10) JETRO、経済産業省共催「『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』実装ウェビナー」(2022年10月13日)、内閣総理大臣補佐官(国際人権問題担当)中谷元(挨拶)、豊田原経済産業省大臣官房ビジネス・人権政策室長「『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』策定の背景と概要」1-22頁、根本剛史「ガイドラインの実践にあたっての法的留意事項・実務対応」西村あさひ法律事務所1-25頁、名越正貴「ガイドラインを企業が実践する上でのポイント・アドバイス」EY新日本有限責任監査法人1-22頁、各講演資料。

企業の行うべき人権デューデリジェンスについて、1976年OECD(経済協力開発機構)多国籍企業行動指針、1977年労働における基本的原則および権利に関するILO(国際労働機関)宣言、2000年国連グローバルコンパクト、2006年国際責任投資原則、2011年国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」、2015年国連総会「持続可能な開発目標」(SDGs)により、ソフトローとして法的拘束力はないものの、国家でなく企業が経済的影響力、社会的責任(CSR)を通じて人権保障の責任を負うとする。重要な人権として、生命・身体・健康、差別禁止、ILO中核的労働基準が掲げられる。人権デューデリジェンスもまた、企業においてリスクマネジメントの一部として組み込むべきこととなる。

## (2) グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対する救済

### (イ) 司法的救済の実効性

ビジネスと人権保護に関して、グローバル・サプライチェーンを前提に、被害者に対する司法的救済の実効性を向上させるスキーム作りが課題となる。国際契約の準拠法条項として、人権侵害の提訴における準拠法をいかに考えるべきか等、が問われる。我が国に親会社が存在し、下請会社や上流のサプライヤーとして、東南アジア等発展途上国に子会社を有している場合を想定する(西谷祐子 2022年<sup>(11)</sup>)。

### (ロ) 日本における提訴

途上国での人権侵害の不法行為について、人権侵害に対する救済の視点からは、発展途上国における司法制度の限界、あるいは現地の子会社資産も限定されることから、財産のある親会社の存在する先進国での提訴・損害賠償請求が考えられる。親会社が存する日本において提訴請求ができるか、を考えると現行法の枠内では救済は現実的には困難な面もある。

#### (a) 国際裁判管轄

第1に、親会社本拠地の訴訟、即ち日本の親会社に対して途上国の被害者から提訴すること自体は可能である。第2に、途上国の子会社に対して途上国の被害者から提訴することはすることは事実次第となる。証拠が現地のみ限定されるため、訴え却下の可能性もある

#### (b) 準拠法

①契約責任については、通常は契約が締結されていることはなく、提訴ができないと考えられる。②会社法上の責任については、設立地の法に準拠するが、子会社は独立の法人格であり、親会社の監督責任はないと考えられる。③不正競争による損害賠償請求については、市場地の法に準拠する。日本法において、フェア・トレードと偽りの表示等がなされた場合である。消費者保護が目的の場合は、人権侵害の被害者による請求は認められないことになる。④一般不法行為による損害賠償請求については、不法行為が行われた地の法として、途上国の法に準拠することになり、損害賠償の可否は分かれる<sup>(12)</sup>。

(11) 先行研究として、西谷祐子「国際取引におけるビジネスと人権—企業のデュー・デリジェンスとリスク管理の視点から—」国際取引法フォーラム(2022年9月24日)発表資料1-19頁を参照、引用した。

(12) ナイジェリアの石油採掘事案では、親会社ロイヤル・ダッチ・シェルの注意義務違反が認められ、無過失責任とされている(2021年ハーグ控訴裁判所)。西谷祐子・前掲注(11)8頁。

#### (ハ) 途上国における提訴

途上国における提訴の利点は、被害者におけるアクセスの容易さ、証拠の集中、および侵害行為差止め・改善措置のモニタリング等が可能になる点にある。途上国の司法制度を使う方策として、法整備支援、法曹教育などの点で法務省や大学の支援が期待できる。また途上国の判決を日本等の先進国で承認執行を受けるべく、相互の保証が確立していることが前提になるが、2019年ハーグ外国判決条約などの利用が考えられる。

### 4. EU 指令案と EU 各国のサプライチェーン上のデューディリジェンス法規制

#### (1) EU 指令案

2022年2月23日欧州連合(EU)企業デューディリジェンス指令案(Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937)<sup>(13)</sup>、ならびにEU各国のサプライチェーン上のデューディリジェンス規制の内容を見ておきたい<sup>(14)</sup>。

EU指令案においては、①人権および環境の保護、CO2排出規制を定める。②EU構成国の設立会社(従業員500人で収益1.5億EUR、従業員250人かつ収益4千万EURならびに収益の50%が繊維・農産品・天然資源対象の業種)、第三国の設立会社(EU域内で収益1.5億EUR、収益4千万EURならびに収益の50%が上記業種)が対象となり、小規模会社ではDD基準が緩和され、深刻な人権侵害の事例のみとなる。

③企業の人権DDに関して、(i)企業の経営方針へのDD導入(5条)、(ii)現在または潜在的な人権侵害の特定(6条)、(iii)人権侵害の防止または緩和、実施措置(7・8条)、(iv)DD侵害の申立手続(9条)、(v)DD方針の妥当性のモニタリング(10条)、(vi)DD報告書の公表(11条)などが規定されている。

④DDの対象は、自社従業員、子会社では直接・間接に確立した取引関係のある事業者(3条e・f)である。第三国の会社は、EU企業から人権DDの契約上の保障を取得する。損害賠償責任がある(22条)<sup>(15)</sup>。

⑤EU指令案については、絶対的強行法規として適用され、より被害者に有利な第三国法は適用できないこと、が指摘されている<sup>(16)</sup>。

#### (2) ビジネスと人権課題に関連する EU 各国の法制化の流れと展望

##### (イ) サプライチェーンにおける人権、主な海外法制の類型

人権リスクへの対応等に関し、主な海外法制の状況や類型等を見てみたい<sup>(17)</sup>。欧州で

(13) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, Brussels, 23.2.2022, COM (2022) 71 final, 2022/0051 (COD), EUROPEAN COMMISSION, pp1-69, Text with EEA relevance pp27-45. [https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1\\_1\\_183885\\_prop\\_dir\\_susta\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_1_183885_prop_dir_susta_en.pdf)

(14) 渡邊純子「サステナビリティ時代に求められる企業の経営戦略 第14回 EUの「コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンスに関する指令案」の概要と今後の見通し」BUSINESS LAWYERS(2022年4月28日)。湯川雄介・伴真範「ビジネスと人権のフロントライン：いわゆる「下流」の人権デュー・デリジェンスに関する一考察」西村あさひ法律事務所企業法務ニューズレター(2022年9月9日号)1-6頁。

(15) CO2排出削減については否定され、15条においてCEOの報酬額へ反映されるのみである。



は人権デューデリジェンスの実施・開示、輸入規制等、人権と環境と合わせたルール策定に積極的であるが、北米では開示と輸入規制が中心となっている。直接には各規定の適用対象外の企業であっても、適用対象企業と直接・間接に取引関係のある企業は影響を受ける可能性があることが留意される。

開示・報告を義務付ける開示・報告義務型では、カリフォルニア州（サプライチェーン透明法）、英国（現代奴隷法）、オーストラリア（現代奴隷法）、EU（非財務情報開示指令/SFDR/CSRD、2022年11月28日承認）がある。

人権デューデリジェンスの実施、開示・報告を義務付けるデューデリジェンス実施義務型（開示・報告義務含む）は、ドイツ（サプライチェーン・デューデリジェンス法）、フランス（企業注意義務法）、ノルウェー（透明性法）、オランダ（児童労働注意義務法）（施行時期未定）、スイス（紛争鉱物および児童労働に関するデューデリジェンス法）、EU（紛争鉱物資源規則、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案）がある。

強制労働により製造された産品等に対する輸出入規制を行う輸出入規制型としては、米国（ウイグル強制労働防止法、マグニツキー法、関税法307条）、カナダ（関税法改正）、更には近時のEU（グローバル人権制裁制度、強制労働産品の上市・輸出禁止規則案）が該当する。

#### （ロ）EU 指令案の今後の方向性、課題と展望など

##### （a）EU 指令案の今後の方向性

2022年現在審議中のEU指令案は、人権および環境に関するデューデリジェンス義務化につきEU加盟国内での調和を目指すもので、2022年12月1日EU理事会交渉の立場が公表された（11月30日付）。並行して審議中である強制労働産品の上市・輸出禁止規則案（Proposal for a regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market）は、企業の設立地や規模に関わらず、EU市場に製品を流通させるもの、EU市場からEU域外に輸出するもの全てを適用対象とし、強制労働産品のEU市場への上市および輸出を禁止する内容で、米国のように輸出規制の形をとり、この点では収斂の傾向になる。

EU指令案は、指令（Directive）として成立後、加盟国にて国内法化の手續を要する。

---

(16) 西谷祐子・前掲注(11) 発表ならびに質疑応答参照。西谷祐子教授（京都大学）によれば、日本での提訴の可能性について、国際裁判籍、準拠法の点で現行法の枠内での救済は困難とみられるが、EUではフランスの企業注意義務法のみは、子会社等のサプライチェーン上の人権侵害の責任について、開示義務のみならず、注意義務・損害賠償責任を負わせる類型となっている。EU指令案が絶対的強行法規として適用され、被害者に有利な第三国法は適用できず、不法行為責任自体は現地法制に依拠するにしても、EU指令案に基づく各国デューデリジェンス法が凌駕することとなり、人権侵害があった場合も人権デューデリジェンスを実施していれば抗弁となって免責されると見込まれること、を指摘されている。

(17) 湯川雄介・根本剛史・伴真範・加藤由美子・根本拓「「ビジネスと人権」最新実務」N&A リーガルフォーラムオンライン解説資料（2022年12月14日）1-73頁参照、湯川雄介「国際社会の潮流の到達点～国連「ビジネスと人権フォーラム」報告とともに」2-10頁、根本剛史「人権方針策定の実務」11-20頁、伴真範「国内M&A時における人権DDの実践～外国人労働者問題を中心に」21-29頁、加藤由美子「海外における最新動向（EU/ドイツ）」30-52頁、根本拓「人権侵害に関連する米国規制対応と人権デュー・デリジェンスの実践への示唆」53-73頁。

一定規模以上のEU域内外の企業にバリューチェーンにおける人権および環境デューデリジェンスの実施と内容等の開示を義務付ける。違反に対する制裁内容は各加盟国が整備する想定である。現在審議中で、指令として成立するまでに変更となる可能性がある。成立後2年の猶予があり、国内法化は早くても2025年頃と見込まれる<sup>(18)</sup>。

義務内容について、デューデリジェンスに関する基本方針の制定、人権および環境に関する実在するまたは潜在的な負の影響の特定、実際の負の影響に対する是正・停止措置、苦情処理手続の策定および実行、デューデリジェンスの方針および各措置の有効性についてのモニタリング、デューデリジェンスの取組についての公表、EU企業・非EU企業いずれも第一グループに属する企業はパリ協定に基づいた1.5度目標を達成するための計画を整備すること、企業の事業遂行の決断にあたり取締役は人権・気候変動または環境に及ぼす影響を含むサステナビリティ課題についても考慮に入れることが求められること、となっている。

制裁措置は、各加盟国が制裁規定を整備することを想定する。金銭的制裁が課される場合は、制裁金の額は会社の売上高に基づくものとされる。デューデリジェンスの義務違反により損害を受けた者は、損害賠償を請求できるように加盟国に制度設計を求めている。

EU理事会の交渉の立場について、①適用対象企業は、EU/非EUの大企業に適用する基本的方向性を維持しつつ、3年-5年をかけての段階的適用、②金融サービス企業の扱いは、適用の有無を加盟国が任意に選択すること、③DDの対象(Value chain vs chain of activities)は、バリューチェーンよりも狭くすること、④取締役の義務に関する規定の削除。⑤民事責任に関する要件と損害の範囲の明確化、を提案している(2023年春頃に公表)。

### (b) EU指令案の論点

EU理事会による2022年12月1日交渉の立場以外に、EU指令案における主要な論点・課題とされてきた内容を掲げたい<sup>(19)</sup>。

①EU指令案は、国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECDの責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス等の国際基準に準拠する部分が多く、人権・環境に関する広範な課題、バリューチェーンの下流の調査も対象にし、欧州各国の既存の人権・環境デューデリジェンス法よりも広範な義務を課すものと評価されている。

指導原則に沿った点として、企業の人権・環境対応の対象となる課題が、国際人権条約・国際環境条約を参照する形式で明記されている場合もあり、取締役の義務が中長期的な人権・環境への影響を考慮する義務として明記されたこと、民事責任の明記によりEU域外企業も今後欧州各国の裁判所において提訴される可能性が高まること、等企業としても対

(18) 欧州議会が2022年2月23日付で欧州委員会指令案への立場を公表後、EU理事会、欧州議会、欧州委員会の三者間で交渉(非公式)がされ、立法機関であるEU理事会、欧州議会が立法する。市民社会、企業、投資家等のロビー活動も継続中で、指令として成立するまで平均して指令案公表から18ヶ月-2年程度要する。加藤由美子・前掲注(17)41-46頁。<https://www.europarl.europa.eu/unitedstates/en/eu-us-relations/the-eu-institutions>。<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15024-2022-REV-1/en/pdf>。

(19) 渡邊純子「サステナビリティと日本企業の海外進出-ビジネスと人権⑬ EUのコポレート・サステナビリティ・デューデリジェンスに関する指令案」西村あさひ法律事務所企業法務ニューズレター(2022年3月4日号)1-6頁参照、5-6頁。

応が迫られる。

他方、欧州議会および理事会の審議過程において変更が予想される点として、(i) 対象企業の範囲があり、欧州委員会によれば約 1 万 3,000 の欧州域内企業と約 4,000 の欧州域外企業が対象となるが、実際には対象企業数が著しく減少していることが各市民社会団体から指摘される。指導原則上は企業の規模を問わず人権侵害の原因を作出、助長または関与する可能性があるため、全ての企業が人権尊重責任を負うこととされていること、とも対比がされる<sup>(20)</sup>。

(ii) デューディリジェンスの調査範囲が、バリューチェーンの上流・下流の双方、直接取引先に限定されないとされたことは指導原則に沿うが、確立された事業関係の定義による限定があり、企業が取引先を定期的に変更することにより調査義務を免れる懸念も指摘される。

(iii) 第 3 に、取引関係に対して、行動規範や行動計画の遵守を確保させる契約上の保証を求める手法は、事業パートナーが人権・環境への負の影響を引き起こす原因を度外視し、企業自身が果たすべきデューディリジェンス義務を一方的に事業パートナーに押し付け得るもの、と批判される。取引先との契約により、指導原則の求める影響力の行使を可能とする体制を整えることは重要であるが、契約条項のみ規定すれば人権・環境課題が解決するわけではない。気候変動に関する企業の義務は、地球温暖化の 1.5 度抑制のための計画の策定に留まり限定的と批判もされている。

② 法案では、契約条項に関して、欧州委員会が任意的モデル契約条項を公表することとされている (12 条)。企業または EU 加盟国に対して、企業がデューディリジェンス義務をいかに実施すべきかを示すべく、欧州委員会等が特定産業または特定の負の影響に関するものを含むガイドラインを策定する、とされる (13 条)。

本法案により、長期的取組みの重要性が加速すること、欧州で制定される法律でありながらグローバル・バリューチェーンを前提にすれば各国毎の対応では対処しきれないこと、適用対象企業が EU 域外企業 (日本本社等) と EU 域内企業 (欧州子会社) の双方である場合は双方のサプライチェーン (アジア各国等、欧州と無関係の地域も考えられる) が共通・相互に関連し合うことも想定され、重複を省き効率的に行う必要があること、統一されたグローバル戦略に基づきグループ全体で取り組む必要があること、などが留意事項となる。

#### (ハ) ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法

2023 年 1 月 1 日適用開始となるドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法 (Supply Chain Due Diligence Act) についてみると、一定規模の会社につき国内外の自身のサプライチェーンにおける人権および環境に関するデューディリジェンス実施を義務付ける。適用開始を前に、ドイツ政府はガイドライン (リスク分析、苦情状処理措置に関するもの)、報告義務に関する質問票等を公表している<sup>(21)</sup>。

義務内容は、リスクマネジメント体制構築 (責任者の明確化、モニタリング制度構築等)、

---

(20) 直接的には適用対象とはならない企業も、適用対象企業とバリューチェーン上で繋がる場合には、事実上、本法案に則ったデューディリジェンスの履行を求められ、対象企業の範囲の狭さのみをもって自社への影響を軽視できない。渡邊純子・前掲注 (19) 5 頁。

定期的な人権および環境侵害リスクの分析、人権尊重および環境保護に関する基本理念、企業と直接サプライヤーに対する人権および環境侵害の発生防止措置の策定ならびに実行、人権および環境侵害の救済措置の策定ならびに実行、通報制度・苦情処理手続の策定ならびに実行、間接的なサプライヤーのリスクに関するデューディリジェンス義務の履行、上記義務の履行に関する報告書の作成および監督官庁への提出である。

制裁としては、①課徴金（義務違反の内容および個別の状況による）は、原則80万ユーロ以下の課徴金（法人の場合、8百万ユーロ以下の課徴金）、義務に違反した企業の直近3年間のグローバルの平均年間売上高が4億ユーロを超えている場合には当該グローバルでの平均年間売上高の2%以下の課徴金となる。②公共調達への入札手続から3年以下の期間が除外される。③民事責任については、義務違反につき特別の民事責任規定は設けられていないが、被害者は企業に対して一般民事責任を追及することは妨げられない。

## 5. EU 指令案にかかる民事責任と免責、取締役の義務—多元的アプローチ、絶対的強行法規性などの検討—

### (1) EU 指令案にみる民事責任、取締役の義務

EU 指令案には、民事責任に関する規定があり、企業が、潜在的な負の影響の防止または実際の負の影響の停止で定める義務に違反し、それにより、適切なデューディリジェンスの実施により回避できたであろう負の影響が発生して損害を生じさせた場合、企業は当該損害を賠償する責任を負う（22条）。

また取締役の義務についても規定され、EU 域内企業の取締役は、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際に、人権、気候変動および環境上の影響を含む持続可能性に関する課題に及ぼす自己の決定の結果を、短期、中期および長期的に考慮しなければならない。EU 域内企業の取締役は、ステークホルダーおよび市民社会団体からのインプットを適切に考慮して、デューディリジェンスに関する企業行動を実行し監督する責任を負い、取締役会にこれを報告する義務を負う（25条、26条）。

以下、EU 指令案の主要な関連条文毎に内容を見ていきたい<sup>(22)</sup>。

① EU 指令案第22条（Article 22, Civil liability）は、民事責任に関して定める。セーフハーバー条項としても機能し、企業は手段を講じていたことの証明があれば、損害賠償責任を免れる規定となっている。EU 指令案において、提案の具体的な規定の詳細な説明（EXPLANATORY MEMORANDUM, Detailed explanation of the specific provisions of the proposal）の中で、第22条は、加盟国が特定の条件下でデューディリジェンス義務を遵守しなかったために発生した損害に対する会社の民事責任を規定する規則を制定することを規定し、第1項から第3項に規定されている責任は、適用される法律が加盟国の法律にはないという唯一の理由では否定されないものとする義務を加盟国に課している。

(21) 加藤由美子・前掲注(17) 46頁。https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/business-human-right.html

(22) 以下は全て筆者の試訳であり、文責は筆者にある。前掲注(13)・Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937.

第18条では監督当局の権限を定め、第1項・第2項に従ってとられた措置の結果として、監督当局が国内規定の不遵守を特定した場合、監督当局は関係する会社には是正措置を取るための適切な期間を与える。しかしながら是正措置を講じることは、第20条および第22条に従って、行政制裁の賦課または損害賠償の民事責任の発動を妨げるものではない。

第22条の内容は、第1項で、加盟国は、企業が損害賠償責任を負うことを保証する。(a) 第7条 (Preventing potential adverse impacts, 潜在的な悪影響の防止) および第8条 (Bringing actual adverse impacts to an end, 実際の悪影響を終わらせる) に定められた義務を遵守しなかった場合。(b) 不履行の結果として、第7条および第8条に定められた適切な措置によって特定、防止、軽減、終了、または最小化されるべきであった悪影響が発生し、損害に繋がった場合。

第2項では、第1項にかかわらず、加盟国は、企業が第7条(2)(b) (直接取引関係にあるビジネスパートナーに契約上の保証を求める。) および第7条(4) (契約上の保証または契約には遵守を確認するための適切な手段が付随するものとする。) または第8条(3)(c) (関係を確立している直接のパートナーに契約上の保証を求める。) および第8条(5) (第7条(4)と同様)、に言及された行動をとっていた場合は、確立された取引関係を有する間接パートナーの活動の結果として生じた悪影響によって生じた損害 (damages caused by an adverse impact arising as a result of the activities of an indirect partner) について、合理的でない場合を除き、責任を負わないものとする。

第3項で、この規定に基づく損害に対する会社の民事責任は、子会社またはバリューチェーンにおける直接的および間接的なビジネスパートナーの民事責任を損なうものではない、と定める。

第4項で、EU指令に基づく民事責任規則は、人権への負の影響または環境への負の影響に関連する民事責任に関するEU規則または国内規則を侵害するものではなく、この指令ではカバーされない、またはこの指令よりも厳格な責任 (stricter liability than this Directive) を規定していない状況下の責任を規定するものとする。

第5項では、加盟国は本条を転用する国内法の条項に規定された責任は、優先的に義務的適用 (of overriding mandatory application) となることを保証するものとされる。

上記の通り、EU指令案による民事責任は、ミニマムスタンダードとなって厳格な責任を規定するもので、各国国内法に対して優先的に義務的適用される。

② EU指令案の第25条取締役の注意義務 (Article 25, Directors' duty of care) において、取締役の注意義務を明確にしている。

第1項では、加盟国は、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際に、第2条(1)で言及されている会社の取締役が、人権、短期、中期、長期を含む気候変動と環境への影響を含む持続可能性の問題に関する決定の結果について、考慮に入れることを保証しなければならない。

第2項で、加盟国は、取締役の義務違反を規定する法律、規則および行政規定が、本条の規定にも適用されることを保証するものとする。

③ EU指令案第26条デューデリジェンスの設定と監督では、第1項で、加盟国は、第2条第1項で言及されている企業の取締役が、第4条で言及されているデューデリジェンス活動、特に第5条で言及されているデューデリジェンス・ポリシーを、利害関

係者および市民社会組織からの関連する事項を含めて実施し、監督する責任を負うことを、保証しなければならない。取締役は、取締役会に報告するものとする。

第2項で、加盟国は、取締役が、第6条に従って特定された実際および潜在的な悪影響、および第7条から第9条に従って講じられた措置を考慮して、企業戦略を適応させるための措置を講じることを保証する。

## (2) 人権デューディリジェンス実施による免責について—メモランダム<sup>23</sup>の解説文書等、絶対的強行法規性の関連—

EU指令案において、メモランダムの解説文書 (EXPLANATORY MEMORANDUM, LEGAL BASIS, SUBSIDIARITY AND PROPORTIONALITY) において、人権デューディリジェンス実施による免責にかかる記載がされている。以下、比例性 (Proportionality) に関する解説を主に概略を見ておきたい。

①欧州連合で高い売上高を誇る大規模な第三国企業は、デューディリジェンスを実施する能力があり、EUの対象企業と同じ方法でデューディリジェンス規則の対象となるが、取締役の義務の調和 (The harmonisation of the duties of directors) はEU企業のみ限定されており、第三国の企業はより制限された義務のみを負うことになる。

重要な範囲 (The “material scope”) は、主に企業のデューディリジェンス義務に焦点を当てて構成され、選択された国際条約で明確に定義できる人権と環境への悪影響 (human rights and those environmental adverse impacts) を対象としている。提案された取締役の義務は、デューディリジェンスの義務との密接な関係を確保し、デューディリジェンスを効果的に行うために必要なものとなる。取締役の義務には、会社の最善の利益のために行動する一般的な注意義務 (the general duty of care of directors to act in the best interest of the company)<sup>(23)</sup>をいかに遵守することが期待されるか、についての明確化も含まれる。

このデューディリジェンス義務を効果的に実施することは、イニシアチブの目的を達成するための鍵となり、EU指令は、制裁と民事責任の組み合わせ (a combination of sanctions and civil liability) を提供することになる。

民事責任にかかる私的エンフォースメントに関しては、一方では会社自身の事業とその子会社、他方ではビジネス関係に関して、異なるアプローチが使用される。特に、民事責任は、バリューチェーンの無視できる部分や補助的な部分ではなく、永続的な確立されたビジネス関係を持つことを前提にしている。会社は、契約上のカスケード (連鎖) と保証 (contractual cascading and assurance) を使用し、その遵守を確認するための措置を講じた場合は、間接的なビジネス関係のレベルで有害の発生を防止または停止できなかった

---

(23) 最善の利益と記載され、2006年英国会社法172条のように企業の成功促進、とは書かれていないが、前者の方が広範な多元的アプローチ (Pluralist Approach) を意味するのであろうか。全般的な多元的アプローチへの世界的な収斂の方向性も窺える。企業の成功促進義務よりも更に広い、より一層のステークホルダーの義務一般が包含されている感があるが、英米のようなコモンローではなく、シビルローとしての大陸法的な色彩の強さによるものか。あるいは、人権やサステナビリティといった新たな分野の対応の必要性もあって、全般的に広義の株主価値に広範なステークホルダーを含める傾向が強まってきたことが背景にあるか、今後の検討課題となろう (私見)。

としても、合理的でない場合を除き、責任を負うべきではない。コンプライアンスの検証を含め、悪影響を防止、軽減、終結、または最小化するべく、実際に取りうる行動を期待することで十分である。更に、責任の存在と範囲の評価では、問題の損害に直接関係する限りにおいて、監督当局によって要求された是正措置を遵守するための会社の努力を考慮に入れる必要がある。民事責任に対するこうしたアプローチは、過剰な訴訟のリスクも制限する。

デューデリジェンス義務の公的なエンフォースメントに関連する措置についても、必要以上のものではない。EU 指令は、デューデリジェンス義務の不遵守により課せられる制裁は、相応のものでなければならぬことを明確にしている。是正措置を取るための適切な期間を会社に与える必要がある。EU 指令は、全の加盟国に適用されるべき限られた数の制裁の概要を示しているが、加盟国の国内法に従い、相応の執行プロセスを確保することを加盟国に任せている。金銭的制裁が課される場合、会社の売上高に基づいて、比例的なレベルでなされることが確保される。

②続いて、EU 指定案に関連して、背景あるいは立案担当者の見解 (Whereas) 等 70 項目が記載されている ((1) - (70))。そのうち取締役の義務・責任、デューデリジェンス義務実施による免責などについて、見ていきたい。

まず、項目 (56) において、被害者への効果的な補償を確保するために、加盟国は、デューデリジェンス・プロセスに従わなかったために生じる損害に対する企業の民事責任を規定する規則 (rules governing the civil liability of companies) の制定が要求される。会社は、潜在的な悪影響 (potential adverse impacts) を防止および軽減する義務、または実際の影響の範囲を最小限に抑える義務を遵守しなかった場合には、損害賠償の責任を負うべきである。

項目 (57) において、確立された間接的なビジネス関係のレベルで発生する損害に関しては、会社の責任は特定の条件に従う必要がある。特定のデューデリジェンス措置 (specific due diligence measures) を実施した場合、会社は責任を負わないものとする。但し、コンプライアンスの検証に関するものを含め、実際に取られた行動がリスクを防止、軽減、終了、または最小化するのに十分であると期待することが合理的でない場合には、こうした措置を実施することによっても責任を免除されるべきではない (it should not be exonerated from liability)。更に、責任の存在と範囲の評価においては、損害に直接関係する限り、バリューチェーンにおける悪影響に対処するための投資、対象を絞ったサポートの提供、および他のエンティティとの協力のような、監督当局 (a supervisory authority) によって要求された是正措置を遵守するために取られた会社の努力を考慮に入れる必要がある。

項目 (58) の責任体制については、会社の行為が各場合の状況下で合理的に適切であったことを誰が証明すべきか、は規定していないため、この問題は各国の国内法に委ねられている。

項目 (59) の民事責任の規則に関して、会社が十分なデューデリジェンスを実施しなかったために生ずる損害に対する会社の民事責任は、子会社の民事責任またはバリューチェーンの直接的および間接的なビジネスパートナーの各民事責任を害するものであってはならない。この指令に基づく民事責任の規則は、人権への負の影響または環境への負の

影響に関連する民事責任に関する欧州連合または国内規則を害するものではない。この指令ではカバーされていない、またはこの指令よりも厳しい責任を規定している状況での責任をこの指令が規定するものであってはならない。

項目(60)の環境への悪影響から生ずる民事責任については、損害を受けた人は、人権の主張と重複する場合でも、この指令に基づいて補償を請求することができる。

項目(61)では、人権および環境被害を受けた被害者が損害賠償訴訟を提起し、企業がこの指令に起因するデューディリジェンス義務(the due diligence obligations stemming from this Directive)を遵守しなかったために生じる損害賠償を請求できるようにするため、たとえ加盟国の各国内法がこうした損害には適用できない状態であっても、損害が第三国で発生した事案においては国際私法の規則(international private law rules)に従う場合のように、この指令は加盟国に、指令の各条項を各国国内法の中に転置して、優先的な義務的適用(is of overriding mandatory application)となるものとする。

項目(62)では、この指令に基づく民事責任の制度は、環境責任指令(the Environmental Liability Directive) 2004/35/ECの権利侵害となるものであってはならない(should be without prejudice)。この指令は、加盟国がさらに厳しい義務を企業に課すこと、またはその指令と同じ目的を持つさらなる措置を講じることを妨げるべきではない。

項目(63)では、全ての加盟国の国内法では、取締役は会社に対して注意義務(a duty of care to the company)を負っている。この一般的な義務が、この指令によって導入されたデューディリジェンス義務と首尾一貫した方法で理解され、適用されること、および取締役がその決定において持続可能性の問題を体系的に(systematically)考慮に入れることを確実にするために、この指令は、調和のある手法で、取締役が短期、中期、長期の視点を含め、人権、気候変動、環境への影響(human rights, climate change and environmental consequences)も含めて、指令2013/34/EUに言及されている持続可能性の問題を考慮に入れるべきことを規定することによって、会社の最善の利益のために行動する取締役の一般的な注意義務を明確にする必要がある。かかる明確化を図るには、既存の国内の企業構造(corporate structures)を変更する必要はない。

項目(64)では、デューディリジェンスの責任は、国際的なデューディリジェンスの枠組みに沿って、会社の取締役に割り当てられるべきである。従って、取締役はこの指令に定められたデューディリジェンス活動を実施および監督し、ステークホルダーおよび市民社会組織の意見を考慮し、デューディリジェンスを企業のマネジメントシステム(corporate management systems)に統合して、会社のデューディリジェンス・ポリシーを採用する責任を負っている。取締役はまた、企業戦略を、特定された実際の、および潜在的な影響、ならびに講じられたデューディリジェンス対策に適応させる必要がある<sup>(24)</sup>。

項目(71)では、EU指令の目的は、持続可能な経済への移行に貢献する単一市場の可能性をより有効に活用し、バリューチェーンにおける企業の人権および環境への潜在的または実際の悪影響の防止と緩和を通じ持続可能な開発に貢献することである。加盟国が個別に、または調整されない方法で行動することによっては十分に達成することはできない

(24) 人権デューディリジェンスの遵守義務について、取締役は具体的な経営戦略面での対応が求められ、経営理念・パーパスのレベルに止まらないことが窺える。



が、行動の規模と効果の点から、EU 連合レベルでよりよく達成することができる。特に、対処すべき問題と原因は国境を越えた次元のもので、多くの企業が EU 全体またはグローバルに事業を展開しており、バリューチェーンが他の加盟国や第三国に拡大しているためである。個々の加盟国の対策では効果がなく、内部市場の分断（fragmentation of the internal market）に繋がるリスクがある。従って EU は、第 5 条に規定される補完性の原則（the principle of subsidiarity）に従い、措置を講じることができる。更に同条に規定される比例性原則（the principle of Proportionality）に従い、EU 指令は、その目的を達成するために必要な範囲を超えることはない。

## 6. ビジネスと人権侵害などに関する準拠法・抵触法にかかる考察

### (1) ローマ法ならびに EU 法からみた不法行為にかかる準拠法

人権侵害にかかる不法行為における民事請求などに関して、サプライチェーンを念頭に、発展途上国の子会社・合併会社で不法行為が発生し、親会社のある本国で提訴されることが想定される。EU 指令案に基づきデューデリジェンスを実施・遵守した場合の免責の可能性などについて、基礎となるローマ法ならびに EU 法からみた不法行為にかかる準拠法の考え方を踏まえつつ、最終的には我が国における準拠法と国際裁判籍のあり方について検討していきたい。

ローマ法（ローマ II 規則 4 条）、EU の国際裁判管轄規定である Brussels I Recast 規則 7 条 2 項を基礎に、準拠法に関する我が国の法の適用に関する通則法 17 条における結果発生地の解釈についても、利益が集中している地の法とすれば複数ありうることから、実際に情報を支配している者がいる地の法と考えることが、具体性に富み有用である、との指摘がされている（セレナ フランコ 2022 年<sup>(25)</sup>）。

EU 指令案やローマ法の考え方を踏まえれば、当該規定が絶対的強行規定とされることにより、本邦法人の本社が提訴された場合、提訴国（日本を前提）である法廷地法が準拠法として適用になり、人権デューデリジェンス実施による免責規定が強行規定として適用され得る、との考え方も示唆されよう（私見）。

### (2) 人権デューデリジェンスと抵触法（国際私法）、我が国における抵触法上の扱い

(a) 人権デューデリジェンスと抵触法（国際私法）に関して、我が国の民事訴訟法、法の適用に関する通則法の視点から検討を進めたい。民事訴訟法上、国際裁判管轄に関しては、進出国の関連会社・取引先が人権侵害行為を行った場合について、親会社あるいはバリューチェーンの管理元の本邦企業の民事責任を追及すべく提訴した場合、被告住所地が我が国に存在し、先ずは我が国の国際裁判籍が肯定される（民事訴訟法 3 条の 2 第 3 項）。もっとも管轄原因は認められても、特別の事情があればこれが否定される（同 3 条の 9）。裁判所は、事案の具体的事情を考慮する傾向にあり、国境を超える人権侵害においても例外的に管轄が否定される可能性がある。不明確さの排除のため、バリューチェーンの人権侵害に基づく請求については、特別の事情に関する規定（同 3 条の 9）を排除することが

(25) 先行研究として、セレナ フランコ「営業秘密侵害の準拠法—EU 法から示唆を得られるか—」国際取引法フォーラム 12 月定例会発表資料（2022 年 12 月 10 日）1-26 頁参照、14-27 頁。

考えられるが、当該請求の範囲の明確な定義を図る点で困難が伴う<sup>(26)</sup>。

次に、(i) 我が国において人権侵害があり、被害者が我が国で子会社やバリューチェーンを通じ事業活動を行う外国法人を提訴する場合、主観的併合が問題となるが、同一の事実上、法律上の原因に基づく場合、密接関連性の存在を条件に対応は可能であろう(同3条の9・38条前段)。(ii) 我が国の緊急管轄についても、外国における手続きが不可能、不相当で我が国との十分な関連性が存在する場合は、認められ得るが、明文規定を導入することが適切であろう。

(b) 準拠法については、人権侵害に関する請求について、被害者に選択肢の中から一方的、事後的に準拠法の選択をすることを認める特則を導入するか、問題となる。

ローマII規則が環境損害に関する類似規定(7条)を有することと比較して、我が国にはかかる規定がないこと、進出先の国の法が十分な被害者救済を図っていないという想定も一般的ともいえないこと等から、抵抗があり、また躊躇がされる旨、述べられている。

以上から、国境を超える人権侵害にかかる準拠法については、特則を設けるのではなく、法の適用に関する通則法17条により選択される結果発生地法の適用が被害者において我が国の視点から極めて不十分な救済しか与えていない場合、公序により排除し(通則法42条)、他方で準拠法いかににかかわらず適用される強行的適用法規と位置付け対応すべき、とする人権デューデリジェンスの法制化を見据えた有力な見解が提示されている(横溝大 2021年<sup>(27)</sup>)。

## 7. 英国会社法第172条における企業の成功促進義務、多元的アプローチのアナロジー

EU指令案における取締役の最善の利益を図るべき義務について、英国2006年会社法172条会社の成功を促進する義務、ステークホルダー利益の考慮義務に掲げられる中長期の企業価値向上、の視点に通じる内容といえる。株主利益の最大化に留まらない、多元的アプローチ(Pluralist Approach)(林順一 2021年<sup>(28)</sup>)と称されるサステナビリティにまで拡大されたアプローチであり、コモンローとシビルローの接近、収斂とも見られようか(私見)。

米国では、従前の株主第一主義(Shareholder Primacy Approach)について、ショートターミズムからの修正局面にあり、取締役は会社の利益、即ち株主全体の利益のために行動するが、近時ではステークホルダーの利益を考慮に入れることが株主の長期的利益向上に繋がるとする拡大された株主第一主義、脱・株主至上主義に変容しつつあることが指摘されている(田中亘 2020年<sup>(29)</sup>)。

株主主体に見るか、ステークホルダーの利益を重視するか、の出発点の相違はあっても、

(26) 先行研究として、横溝大「『ビジネスと人権に関する指導原則』と抵触法」ジュリスト有斐閣(2021年7月、No.1560)39-43頁、41頁、42頁、43頁、同(注20)を参照、引用した。特別の事情を認める判例として、最判平成28年3月10日民集70巻3号846頁、横溝大[判批]ジュリスト1517号(有斐閣、2018年4月)130頁参照。

(27) 横溝大・前掲注(26)42頁、43頁参照。横溝大教授(名古屋大学)によれば、ビジネス関連の人権侵害による請求について、かかる特則の導入は我が国では抵抗が大きいこと、当事者の主張から中立的に準拠法を決定することが原則的手法となっていること、法的安定性からも企業側に複数の法の適用を想定する負担が生じること、等を理由に掲げられる。

最終的な実現すべき会社の目的、パーパスは集約されつつあると言えようか。コーポレート・ガバナンスのアプローチの世界的収斂傾向とも軌を一にしよう（私見）。

## 8. 本邦企業に与える影響と対応

### (1) 国際的な人権課題とハードロー

国際的な人権保護の課題と本邦企業に与える影響と対応についてまとめておきたい<sup>(30)</sup>。

ハードロー、ガイドライン等の制定・施行の動きが相次ぎ、米国ではウイグル強制労働防止法施行、EUでも指令案を巡る議論が続き、ドイツはサプライチェーン・デューデューリジェンス法施行を控えている。我が国は人権尊重ガイドラインを発出したところで、紛争・ハイリスク地域における責任あるビジネスの遂行に向けて、本邦企業の対応が課題となる。

①各国ハードローは、国連指導原則等の国際スタンダードに準拠するアプローチであり、その人権尊重ガイドライン等も参照する必要がある。各国別のハードロー特有の対応も必要であるが、その範囲の方が狭い場合にはハードロー遵守によっても企業の人権尊重責任の全てを遵守したことには直結しない。法務コンプライアンス的アプローチ、ビジネスと人権アプローチの両面からの検討が求められる。

②紛争・高リスク地域の企業活動について、新規進出のみならず既存事業も検証が要となる。高度な人権デューデューリジェンス（Heightened Due Diligence）が重要で、制裁法制、FATF（Financial Action Task Force、金融活動作業部会）等、人権以外の法分野も

---

(28) 林順一「英国・米国における「会社の目的」に関する最近の議論とわが国への示唆―株主のための会社か、ステークホルダーのための会社か―」日本経営倫理学会誌第28号（2021年）51-64頁参照。神作裕之「企業の持続的成長と会社法・金商法上のいくつかの論点」東京大学比較法政シンポジウム『グローバル・ガバナンスの実務と最新諸論点―日本企業の国際競争力強化に向けて―』（2019年2月27日）46頁。杉浦保友「イギリス会社法の下での取締役によるステークホルダー利益考慮義務」杉浦保友編『EUスタディーズ4 企業の社会的責任』勁草書房（2007年10月）197-228頁。佐藤剛（全米取締役協会）「コーポレートアメリカの魂の戦い―『株主第一主義』vs『ステークホルダーの価値のバランス』―」経営行動研究会報告（2019年4月13日）1-4頁。2006年英国会社法172条の会社の成功を促進する義務、ステークホルダーの利益考慮義務などについて、藤川信夫「英国スチュワードシップ・コードならびにコーポレートガバナンス・コード改訂、米国 The Accountable Capitalism Act にみる企業価値向上義務―株主主権の変容、買収防衛策の司法判断基準の接点―」日本法学第85巻第2号日本大学法学部創設百三十周年記念号（2019年9月）209-287頁。

(29) 田中亘「『脱・株主至上主義』の行方」日本証券アナリスト協会2020年5月28日開催講演資料1-46頁参照。shareholder primacy（株主至上主義）とは、株主が会社経営に対するコントロール権（取締役の選解任権）を持ち、取締役が第1に株主に利益を図る義務を負うことであるが、ステークホルダーの利益を図ることを禁止するわけではなく、最終的に株主価値増進に結びつくことを要求するに過ぎない。ステークホルダーの利益の考慮が会社にコストを上回る利益をもたらすと期待される限り、利益の一部を株主に回せば株主価値を増進するが、株式市場が機能するにかかっている。田中亘教授（東京大学）の指摘は、従前の株主第一主義の枠組みに立ちつつ、多元的アプローチに近接するも、啓発的株主価値のアプローチをもってそのミニマムを画した折衷的内容といえるのであろうか（私見）。藤川信夫『コーポレート・ガバナンスとフィンテックの制度設計の新展開―スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、会社法改正ならびに買収防衛策の現代的変容などに伴う新たなガバナンスとプラクティスの課題と展望―』文真堂（2021年11月）全748頁、711-734頁。

(30) 湯川雄介・前掲注（17）2-10頁参照。

考察すること、事業ポートフォリオやバリューチェーン全体の影響を考慮すること、人権上の課題がある取引先との関係の見直し、チェーン下流や中小企業取引先への配慮なども求められる。

## (2) 本邦企業の対応

人権デューデリジェンスに対しては、本邦企業も人権方針・コンプライアンス規範等を整理し、各国ハードローを念頭に置いた調達規範等を策定しつつある。取引基本契約などに人権条項を取り込み、サステナビリティ委員会や監査役会・監査委員会の対応、全社的研修実施、ステークホルダー・エンゲージメント、グリーンバンスメカニズム（苦情申立手続）や内部通報窓口等の設置等を図っている。中小企業も国連指導原則や人権尊重ガイドラインは適用され、留意が必要となる<sup>(31)(32)</sup>。

企業の有する能力を超えて、全てに同時に対応することは求められず、人権リスクの深刻性と発生可能性を考慮しつつ、優先順位付けをリスクベースアプローチにより行う。人権侵害に一切関与しないという結果の保証は極めて困難で、ステークホルダー・エンゲージメントが重要性になる。負の影響を受ける人達を基準に検討し、当該企業の経営リスクを基準としない。深刻性では、規模・範囲・救済困難度（是正不能性）を基準にグッドプラクティス、人権保護の先行企業等を範として、基準策定においては国際的スタンダードやハードローの基準、米国等で発出される詳細な各種ガイダンスを参照することが有用である。

[本稿は、公益財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成金を利用した研究成果の一部である]

(2023.1.17 受稿, 2023.3.9 受理)

- (31) ①人権デューデリジェンスの遵守・実施に関して、ガイドラインなどのソフトローでなく、遵守・履行による強行法規としての免責規定を設けることについて、我が国法制におけるハードロー化の利点の1つにはなり得ようか（以下、私見）。人権デューデリジェンスに関する取締役などの注意義務に関する規制について、ハードローか、ソフトローが望ましいかの議論は、多方面からの検討・考察が必要であり、本稿がその方向性を示唆する意図を有するものではない。②先ずは第1段階として緩やかに、政府のガイドライン（ソフトロー）に依拠したケースロー（裁判判例の蓄積による事実上の法規範形成）の確立を促す折衷的な方向性もあり得ると思料される。③現時点においても、ローマ法の考察で見てきたように、実際に情報を支配している者がいる地の法と考える立場に依るのであれば、当該規定が絶対的強行規定とされることで、本邦法人の本社がビジネスと人権侵害に関して提訴された場合も、提訴国である法廷地法が準拠法として適用になる考え方は成り立ちうることになるが、我が国には、EUの国際私法に関する規則であるローマ法の基盤は存しない。④米国の経済安全保障法制は、事実上サプライチェーン全体に亘って域外適用（extraterritorial application）を図らんとする（物資移動を通じた客観的属地主義あるいは効果主義）。EU指令案も強行法規性を通じて同様の効果を得るものと評せようか。⑤サプライチェーン全般に亘って人権デューデリジェンス遵守あるいは当局の指導に従ったこと等による民事免責については、途上国における提訴においても適用にならなければ一貫しないことになるが、途上国の裁判の場合に自国民優遇の判断が下されないか、との懸念もあろう。第1に、不法行為のケースのみならず、当事者合意による国際契約において準拠法、裁判管轄、仲裁条項等の規定が存する場合にも、絶対的強行規定としてDD遵守による免責の機能を果たすとすれば、このように考えないと一貫しないことになる。また民事執行の壁を考えれば、本国の財産所在地に関する訴えを途上国で提起することは現実的ではなく、実益に乏しいと見られようか。第2に、本指令に基づく各国法制化の途中で発生した係争事案にいかに対処するのか、経過規定を指令の中に設けるのか。第3に、免責はサプライチェーンを形成する企業において有利に働くことが想定されるため、今後は全般的にDD関連法制のハードロー化を促す方向に働くのか。第4に、将来においてローマ法の基礎のない我が国が同様にハードロー化を図るとする場合、DD遵守による免責について、いかに絶対的強行法規性を付与するのか、などの論点につき、指令案の最終決定に向けた今後の議論、検討の推移に注視したい。⑥経済安全保障・経済制裁に関わる合弁事業等の撤退局面などにおいて、訴訟でなく国際仲裁を選択する場合も、国際礼让（international comity）や国家主権等の視点も加わり、近年EUでは仲裁に対する消極的な司法的判断が、米国でもディスカバリーにつき他国の国際商事仲裁を受け入れない判断が、相次いで出されている（国家に対する国際投資仲裁（ISDS）と国家免除など。濱本正太郎「ロシアによる「非友好国」国民資産の収用と国際投資法」JCA ジャーナル 69 巻 6 号（2022年6月）3-9頁、加藤修一「No. 214 エネルギー憲章条約（ECT）を巡る状況と“現代化”を迫るEU」京都大学大学院経済学研究科再生可能エネルギー経済学講座（2020年11月5日）、ジョシュア・M・ベネット、谷口紗智子「米国最高裁判所、国際仲裁で用いる目的で、米国からディスカバリーによって証拠を得ることを可能にしていた強力な手段の利用可能性を否定」JCA ジャーナル 69 巻 8 号（2022年8月）3-10頁、モーガン・グイヨネ／赤川圭（翻訳協力、監修）「海外紛争解決トレンド（31）近時の欧州における国際仲裁：EU法との間の主な相互作用（その1）」JCA ジャーナル 69 巻 11 号（2022年）11-15頁、二杉健斗「投資協定仲裁判断例研究（150）エネルギー憲章条約（ECT）のEU域内（intra-EU）性を理由に仲裁管轄権を否定した事例」同 22-29頁、ラース・マーケルト、川崎勝暉、アネマリー・ドゥーネンブルグ「EU域内の投資家と国家間の仲裁に関する最近の動向」西村あさひ法律事務所紛争解決ニューズレター（2022年8月4日）1-6頁、藤野仁三「国際司法共助と連邦裁判所のディスカバリー命令権—Intel Corp. v. Advanced Micro Devices, 542 U.S. 241（2004）」比較法学第40巻1号（早稲田大学比較法研究所、2004年）152-158頁。）。経済制裁対象国ではロシア外部管理法案（2022年4月）等の対応措置が出される中で、在外資産、就中、商用資産との混在ケース等にかかる民事執行の可否など今後の検討課題となろう。

- (32) 投資仲裁判断の執行の法的根拠、国家免除との関係につき、国家は投資仲裁判断を履行する国際法上の義務を負うが、任意に履行しない例がある (Yukos v. Russia 事件)。国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する ICSID 条約 (1966 年発効) の仲裁判断の執行、外国判断の承認および執行に関するニューヨーク条約 (1959 年発効) に基づく承認執行、の何れの場合も、執行に関する国家免除 (執行免除) に留意が必要である。2004 年採択の国連国家免除条約 (未発効。刑事手続・軍事的活動は対象外) では、国の財産に対する他国の裁判所による強制的措置 (差押え、強制執行等) を原則として禁止するが、以下の場合は許容している (19 条)。(1)財産所有国が強制的措置について明示的に同意する場合、(2)財産所有国が裁判の目的である請求を満たすために財産を割り当て、または特定した場合、(3)財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用、または使用が予定され、かつ法廷地国の領域内にあることが立証された場合。執行免除法制は、財産所在国によって異なる。時点がやや旧いが、ドイツ・ロシア投資協定に基づき、仲裁判断の執行がなされた事案がある (Mr. Franz Sedelmayer v. The Russian Federation, SCC)。主権および商業目的 (混合使用) で使用されていたロシア国有不動産の差押えにより補償された。富松由希子「投資仲裁判断-執行・利活用の実務」解説資料 (2022 年 12 月 1 日) 1-18 頁参照 (ラース・マーケルト、福永佳史 (経済産業省通商政策局経済連携課長)、富松由希子、フランツ・セドルマイヤー「国家に対する国際仲裁 (ISDS 等) 判断の執行可能性」N&A リーガルフォーラムオンライン)。その後、Yukos v. Russia 事案の強制執行手続に関する直近の動向をみると、旧 Yukos 社株主は、仲裁判断を強制執行すべく、ハーグの裁判所に対してウォッカブランド (Stolichnaya® と Moskovskaya®) を含む 18 の商標権でロシア政府がベネルクス地域で保有する商標権の差押えの申し立てを行い、ハーグ控訴裁判所は 2022 年 6 月オランダ財産法に照らし、本件商標権は FKP Sojuzplodoimport ではなくロシア政府の財産であるとして差押えを認め、ロシア政府が非商業的目的以外にのみ特定の用途に使用しているものとして、執行免除も認めなかった。仲裁判断の取消手続が係属中であることについては、オランダ最高裁判所がロシア側の主張をほぼ全て排斥し、ハーグ控訴裁判所は強制執行の手続を進めて差し支えないと判断した。ハーグ控訴裁判所の決定を受け、旧 Yukos 社の株主は 2022 年 12 月 6 日ハーグ市内において、本件商標権の競売を実施したが、落札額が希望額に及ばず、今回の競売は不成立に終わった。また経済制裁措置として、ロシアの中央銀行が外貨準備金として G7 諸国等の中央銀行に預託していた凍結預金を差し押さえることは執行免除により本来は許されないはずであるが、国際法違反により損害を被った企業に対する補償に用いることができるのではないかという議論がなされている (中谷和弘 (東京大学)「ロシアに対する経済制裁とロシアからの企業撤退をめぐる国際法上の諸課題」(2022 年 9 月 11 日) 安全保障貿易学会 1-5 頁)。石戸信平・富松由希子・前田基寛・川崎勝暉・三島隆人「ウォッカ商標に対する投資仲裁判断の強制執行—新たな展開を見せた Yukos v. Russia」西村あさひ法律事務所紛争解決、独禁/通商・経済安全保障ニューズレター (2023 年 1 月 20 日号) 1-3 頁参照。  
<https://globalarbitrationreview.com/article/yukos-shareholders-win-appeal-over-russian-vodka-assets>  
<https://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu34/01-01nakatani.pdf>  
 Yukos Universal Limited (Isle of Man) 対 The Russian Federation, UNCITRAL, PCA Case No. AA227, エネルギー憲章条約, 管轄権判断, 2009 年 11 月 30 日。「《参考 1》投資協定仲裁に係る主要ケース」経済産業省 713-750 頁。  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/pdf/2013\\_03\\_05\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2013_03_05_1.pdf)  
 Mr. Franz Sedelmayer v The Russian Federation, 1998, Forum: Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce, Applicable investment treaty: Federal Republic of Germany - USSR BIT (1989), Timeline of the dispute, 15 January 1996-request for arbitration, 7 July 1998 – arbitral award.  
[https://www.biic.org/files/3932\\_1998\\_sedelmayer\\_v\\_russia.pdf](https://www.biic.org/files/3932_1998_sedelmayer_v_russia.pdf)  
 「公表されている主要な投資仲裁判断例の分析に関する調査研究 (先決的抗弁・実体法的論点) 報告書」弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 (平成 30 年 3 月 16 日) 1-830 頁。

〔抄 録〕

米中の経済対立等を背景に、経済安全保障の視点に立った法制度が整備されつつある中で、我が国においても経済安全保障推進法案が策定、成立した。ウクライナ紛争を受けて、欧米を中心に経済制裁、国際決済遮断などの措置も発せられ、合弁事業等の撤退局面では、国際投資協定に基づく仲裁の検討等も俎状に上ってくる。関連して、ビジネスと人権保護が大きな課題となっており、国連指導原則や OECD 多国籍企業行動指針のほか、EU ではデューデリジェンス指令案が策定中であり、EU 各国の人権デューデリジェンス法制化も進められる。我が国政府も行動計画策定後、2022 年 9 月人権尊重ガイドラインが公表された。企業としては、人権デューデリジェンス（DD）などに留意した経営戦略、リスクマネジメントが求められている。本稿は、EU 指令案などの最新の状況を踏まえ、ビジネスと人権保護にかかるグローバル・サプライチェーンのリスクマネジメントの課題と展望について、国際取引法ならびに抵触法（準拠法、裁判管轄など）、更にはガバナンス等の視点から、人権 DD 遵守における免責の絶対的強行法規性、取締役の義務にかかる多元的アプローチなど、多面的に考察せんとするものである。